

令和5年度分 市民税・県民税申告書のかきかた

市民税・県民税の申告は、あなたの令和5年度の市民税・県民税額を正しく算出する基礎となるものです。ご申告いただきませんと、適正な市民税・県民税が算出できなくなるほか、様々な手続きの際に税務諸証明が必要となっても発行できない場合があります。また、国民健康保険税等の資料にもなりますので、この「かきかた」をよくお読みになって、必ず**3月15日(水)**までにご提出ください。

なお、この通知は前年度の実績等により送付しておりますので、申告の必要がない方に届いた場合はご了承ください。また、この「かきかた」は申告についての事柄を簡略に説明したものですので、ご不明な点につきましてはおたずねください。また別紙「申告書の記載例」をご参照ください。

税額の計算方法については8ページにある「令和5年度分 市民税・県民税額の計算のしかた(計算例)」をご参照ください。

市民税・県民税の申告が必要な方

令和5年1月1日現在、松阪市にお住まいの方で次に該当する方は市民税・県民税の申告が必要です。ただし、「令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を税務署に提出される方は市民税・県民税の申告は不要です。

- ①各種所得控除または税額控除を受けようとする方
- ②上記以外の方で、令和4年1月1日から12月31日までの間に営業等、農業、不動産、雑、譲渡、一時などの各種所得が少額でもあった方

※この申告書は国民健康保険税等の資料を兼ねています。国民健康保険等に加入されている方は、令和4年1月1日から12月31日までの間に所得がなかった場合でも申告が必要となる場合があります。申告をされないと、国民健康保険税の軽減措置を受けられない場合があります。

※所得税及び復興特別所得税の還付又は納付が生ずる方は「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を税務署に提出していただくこととなります。

申告書の提出期限

令和5年 3月15日(水) まで

申告書の提出先

市役所 2階 市民税課
各振興局地域住民課 税務担当 又は お近くの 出張所

申告に必要な書類

- ① 申告書
- ② 給与所得者及び公的年金等受給者は源泉徴収票
- ③ 医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書
- ④ 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方は控除証明書
- ⑤ 国民年金保険料又は国民年金基金掛金等について社会保険料控除を受ける方は控除証明書等
- ⑥ その他控除を受ける方は各種控除の証明書等

■ 注 意 ■ 市民税・県民税申告手続きには「マイナンバー(個人番号)」の記入及び本人確認書類の提示(又は写しの添付)が必要となります。詳しくは、12ページをご覧ください。

お問い合わせ先

※混雑を避けるため、最寄りのところへお問い合わせください。

市役所 市民税課市民税係	TEL 53-4027	〒515-8515	松阪市殿町1340番地1
嬉野地域振興局地域住民課 税務担当	TEL 48-3805	〒515-2324	松阪市嬉野町1434番地
三雲地域振興局地域住民課 税務担当	TEL 56-7908	〒515-2112	松阪市曾原町872番地
飯南地域振興局地域住民課 税務担当	TEL 32-2510	〒515-1411	松阪市飯南町粥見3950番地
飯高地域振興局地域住民課 税務担当	TEL 46-7113	〒515-1592	松阪市飯高町宮前180番地

※この「かきかた」の内容について税制改正により変更となる場合があります。その際には改正後の法律等に基づいて税額計算を行います。

1 収入金額等 及び 2 所得金額

以下の説明を参考に該当欄に必要事項を記入してください。

営業等 農業 不動産 [1-ア・イ・ウ欄 2-①・②・③欄 裏面14、16欄]	営業等所得……卸売業、小売業、製造業、建設業、運輸業、サービス業、漁業、外交員、私塾経営、茶道・生花・舞踊の師匠、作家などから生ずる所得をいいます。 農業所得……米、野菜、茶、花、果樹などの栽培・生産、又は畜産、酪農などから生ずる所得をいいます。 不動産所得……貸地、貸家、貸店舗、貸事務所、貸駐車場、貸農地などから生ずる所得をいいます。 所得金額の計算は、次の算式によります。申告書裏面16欄の各項目を記入し、表面1-ア・イ・ウ欄に収入金額を、2-①・②・③欄に所得金額を記入（専従者控除を受ける場合は申告書裏面14「事業専従者に関する事項」欄も記入）してください。専従者の個人番号を記入してください。 (収入金額-売上原価)-経費-専従者控除=所得金額
---	---

■申告書裏面16「営業等・農業・不動産所得に関する事項」欄の記入について

収入金額	①販売(収入)金額	令和4年中の販売(売上)金額や賃貸料の収入金額などを記入してください。売掛金や滞納家賃なども含めて計算します。						
	②家事消費金額	農作物(飯米等)や商品などについて、令和4年中に家庭で消費した分や親戚・知人へ贈答した分がある場合には、これらも収入とみなされます。これらを通常の販売価格で販売したと仮定して収入金額を計算し、その額をこの欄に記入してください。						
	③その他収入	上記①②以外の雑収入の金額及び不動産所得の場合は礼金・権利金・更新料などの収入金額を記入してください。						
売上原価	⑤期首棚卸高	令和4年1月1日現在の商品(農作物)などの棚卸高を記入してください。						
	⑥仕入金額	令和4年中の商品などの仕入金額を記入してください。						
	⑦期末棚卸高	令和4年12月31日現在の商品(農作物)などの棚卸高を記入してください。						
経費(ア～ネ)	令和4年中に支出した(又は支出することが確定した)経費をア～ネの項目別(該当する項目がない場合は、ト～ヌにその経費の名称と金額を記入してください。)に集計し、該当欄にその金額を記入してください。「ウ減価償却費」については、「減価償却費(ウ)の計算」欄にその明細を記入してください。							
①専従者控除	あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、あなたが営む事業に従事した期間が一年を通じて6か月を超える人を、事業専従者として控除することができます。控除額は、次の(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれか少ない方の金額です。							
※同一生計配偶者(控除対象配偶者含む)、配偶者特別控除、扶養控除との重複適用はできません。	<table border="1"> <tr> <td>(Ⅰ) 専従者が配偶者であるとき</td> <td>860,000円</td> <td>(Ⅱ) 専従者控除を行う前の従事している事業所得等(営業・農業・不動産・山林)の金額</td> </tr> <tr> <td>専従者がその他の親族であるとき</td> <td>500,000円</td> <td>事業に従事している親族の数×1</td> </tr> </table>		(Ⅰ) 専従者が配偶者であるとき	860,000円	(Ⅱ) 専従者控除を行う前の従事している事業所得等(営業・農業・不動産・山林)の金額	専従者がその他の親族であるとき	500,000円	事業に従事している親族の数×1
(Ⅰ) 専従者が配偶者であるとき	860,000円	(Ⅱ) 専従者控除を行う前の従事している事業所得等(営業・農業・不動産・山林)の金額						
専従者がその他の親族であるとき	500,000円	事業に従事している親族の数×1						
	算出された控除額をこの欄に記入し、合わせて申告書裏面14「事業専従者に関する事項」欄の各項目を記入してください。所得税における青色申告書の届出を税務署へ提出している方は、「所得税における青色申告の承認の有無」を「有」にし、その届出による青色専従者給与額を記入してください。							

■減価償却費の計算について

建物、設備、車両、機械装置などは減価償却資産となります。減価償却資産は、購入時に一括してその購入費用の全額が必要経費とはならず、その耐用年数の期間にわたり分割した金額がそれぞれの年の必要経費となります。これを減価償却費といいます。次の説明と別紙「申告書の記載例」を参考に「減価償却費(ウ)の計算」欄の各項目を記入し、減価償却費を計算してください。
 ※使用可能期間が1年未満のものや取得価額が10万円未満のものは減価償却資産とならず、取得した年にその購入費用の全額が必要経費となります。

「減価償却費(ウ)の計算」欄の記入について

償却資産の名称	減価償却資産の名称を記入してください。
取得年月	減価償却資産の取得(購入)年月を記入してください。
①取得価額	減価償却資産の取得(購入)金額を記入してください。
②償却の基礎となる額	<ul style="list-style-type: none"> ■平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 「①取得価額」の金額を記入してください。 ■平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 「①取得価額×0.9」で算出した金額を記入してください。 ※右の表に記載する以外の減価償却資産で、この計算式によらない場合があります。
耐用年数	右の表を確認し、該当する耐用年数を記入してください。
③償却率	右の表を確認し、平成19年4月1日以後に取得したものについては「新」欄の償却率を、平成19年3月31日以前に取得したものについては「旧」欄の償却率を記入してください。
④償却期間	令和4年中の減価償却資産の保有期間(月数)を記入してください。また年途中で取得や譲渡、取り壊しなどをした場合はその月を含めて保有期間を算定します。
⑤本年分の償却費	「②の額×③の率×④の月数÷12か月」で算出した金額を記入してください。
⑥事業専用割合	減価償却資産を事業以外の用途に使用している場合は、事業に使用している割合を記入してください。事業のみに使用している場合は100%と記入してください。
⑦必要経費算入額	「⑤の額×⑥の割合」で算出した金額を記入してください。
合計(ウ)	⑦必要経費算入額の合計額を記入してください。
⑧未償却残高	前年の「⑧未償却残高」から(取得した最初の年は「①取得価額」から)、その年の「⑤本年分の償却費」を差し引いた金額を記入してください。

減価償却資産の耐用年数・償却率表(抜粋)

種類	構造・用途、細目	耐用年数		償却率		種類	構造・用途、細目	耐用年数		償却率	
		新	旧	新	旧			新	旧		
建物	■木造・合成樹脂造のもの ・事務所用 ・店舗用、住宅用 ・飲食店用 ・工場用、倉庫用 ■金属造のもの ①骨格材の肉厚が4mm超のもの ・事務所用 ・店舗用、住宅用 ・飲食店用 ・工場用、倉庫用 ②骨格材の肉厚が3mm超、4mm以下のもの ・事務所用 ・店舗用、住宅用 ・飲食店用 ・工場用、倉庫用 ③骨格材の肉厚が3mm以下のもの ・事務所用 ・店舗用、住宅用 ・飲食店用 ・工場用、倉庫用	24	0.042	0.042	器具・備品	■陳列棚・ケース ・冷凍機、冷蔵機付のもの ・その他のもの ■テレビ等音響機器 ■冷房・暖房用機器 ■冷蔵庫、洗濯機 ■パソコン ■複写機 ■金銭登録機 ■看板・ネオンサイン ■理容・美容機器	6	0.167	0.166		
		22	0.046	0.046			8	0.125	0.125		
		20	0.050	0.050			5	0.200	0.200		
		15	0.067	0.066			6	0.167	0.166		
							6	0.167	0.166		
							4	0.250	0.250		
							5	0.200	0.200		
							5	0.200	0.200		
							3	0.334	0.333		
							5	0.200	0.200		
							3	0.334	0.333		
							3	0.334	0.333		
建物 附属設備	■電気・照明設備 ・蓄電池電源設備 ・その他のもの ■給排水・衛生・ガス設備 ■店用簡易装備	6	0.167	0.166	構築物	■舗装道路・路面 ・コンクリート、ブロック、れんが、石敷のもの ・アスファルト、木れんが敷のもの	15	0.067	0.066		
		15	0.067	0.066			一般用自動車	■4輪以上のもの ・小型車(総排気量が660cc以下のもの) ・貨物自動車 ・ダンプ式のもの ・その他のもの ・報道通信用のもの ・その他のもの ■2輪・3輪のもの	4	0.250	0.250
		15	0.067	0.066					4	0.250	0.250
		3	0.334	0.333					5	0.200	0.200
									5	0.200	0.200
									6	0.167	0.166
									3	0.334	0.333
									7	0.143	0.142

※平成22年度の申告より、機械及び装置の法定耐用年数が変更になりました。新たに取得した減価償却資産だけでなく、償却中の資産も改正後の耐用年数で計算をする必要があります。

※この表に記載がないものについては、おたずねください。

利 子
〔1-エ欄、2-④欄〕

利子所得とは、公社債や預貯金の利子などによる所得をいいます。所得金額の計算は、次の算式によります。
1-エ欄に収入金額を、2-④欄に所得金額を記入してください。なお、一般的な預貯金の利子などは、利子の支払いの際に税金が徴収されていますので申告不要ですが、国外の銀行等に預けた預貯金の利子などで税金が徴収されていないものなどは申告が必要です。
○公社債等の課税方式の変更
平成28年1月1日以後に支払いを受ける公社債等について、特定公社債等（国債、地方債など）と一般公社債等に区分されました。特定公社債等は、源泉徴収か申告分離課税のいずれかを選択します。一般公社債等については、源泉分離課税のまま変更ありません。

収入金額＝所得金額

配 当
〔1-オ欄、2-⑤欄〕
〔5欄 裏面8・12欄〕

※所得税と異なる課税方式を希望される方は10ページ下部をご覧ください。

配当所得とは、法人から受ける利益の配当、出資に係る剰余金の分配、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）に係る収益の分配などによる所得をいいます。所得金額の計算は、次の算式によります。申告書裏面8欄の各項目を記入し、表面1-オ欄に収入金額を、2-⑤欄に所得金額を記入してください。なお、計算結果が赤字である場合の所得金額は0円となります。

収入金額－必要経費(元本の取得に要した負債の利子)＝所得金額

※配当金等の支払いの際に住民税の配当割額が徴収されている配当等については申告不要ですが、申告をすることにより配当割額の控除を受けることができます。この場合は、申告書裏面12欄へ配当割の金額を記入してください。なお、申告をした場合は、その所得金額が各種判定所得に含まれますので、詳しくはおたずねください。
※上場株式等に係る配当所得について申告する場合は、総合課税（配当控除あり）と申告分離課税（配当控除なし）のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合は、配当控除は適用されませんが、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得との間で損益通算を行うことができます。

給 与
〔1-カ欄、2-⑥欄〕
〔3-㉓・㉔欄、裏面6〕

源泉徴収票の添付が必要です。

給与所得とは、給料、賃金、賞与などによる所得をいいます。給与等の収入金額を基に、次において算出した金額が所得金額となります。1-カ欄に収入金額を、2-⑥欄に所得金額を記入してください。
日給などの方で、やむを得ず源泉徴収票を添付できない場合は、申告書裏面6欄へその明細を記入してください。

A：給与等の収入金額 円

(注) 所得税、市県民税、社会保険料などの天引き後の手取りの金額ではなく、総支給額を記入してください。また、複数箇所から給与等の支払いを受けている場合は、その合計額を記入してください。

【給与所得控除】

■ Aの金額が1,627,999円以下の場合

A の 金 額	給与所得の金額(所得金額調整控除(適用前))
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	Aの金額－550,000円 ＝ C： 円
1,619,000円～1,619,999円	C： 1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	C： 1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	C： 1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	C： 1,074,000円

■ Aの金額が1,628,000円以上6,599,999円以下の場合

B の 金 額	給与所得の金額(所得金額調整控除(適用前))
B：Aの金額÷4 ＝ ,000円	(千円未満の端数切捨て)
407,000円～449,000円	Bの金額×2.4＋100,000円 ＝ C： 円
450,000円～899,000円	Bの金額×2.8－80,000円 ＝ C： 円
900,000円～1,649,000円	Bの金額×3.2－440,000円 ＝ C： 円

■ Aの金額が6,600,000円以上8,499,999円以下の場合

A の 金 額	給与所得の金額(所得金額調整控除(適用前))
6,600,000円～8,499,999円	Aの金額×0.9－1,100,000円 ＝ C： 円

■ Aの金額が8,500,000円以上の場合

A の 金 額	給与所得の金額(所得金額調整控除(適用前))
8,500,000円以上	Aの金額－1,950,000円 ＝ C： 円

【所得金額調整控除】

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
ア. 本人が特別障害者に該当する イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
ウ. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

D：A(1,000万円を上限)－850万円	円
E：D×0.1	円

2. 給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合

F：給与所得(10万円を上限)	円
G：公的年金等雑所得(10万円を上限)	円
H：F＋G－10万円	円
I：所得金額調整控除額(E＋H)	円

※それぞれの条件に該当しない場合は、所得金額調整控除額は0円です。

給与所得の金額 (C－I) 円

※所得金額調整控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの給与所得者に適用するという制限がありません。例えば、夫婦双方の扶養親族にあたる子で、夫が扶養控除・所得金額調整控除の適用を受けていても、妻が所得金額調整控除を適用できることを意味します。

↓

・所得金額調整控除のみの適用を受ける扶養親族がいる場合は、3-㉓・㉔の調整控除対象親族に○を付してください。

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの公的年金等による所得（遺族年金、寡婦年金、障害年金などは非課税の収入であるため除きます。）です。公的年金等の収入金額を基に、次において算出した金額が所得金額となります。1-キ欄に収入金額を、2-⑦欄に所得金額を記入してください。

A：公的年金等の収入金額 円

(注) 源泉徴収票を確認の上、記入してください。複数箇所から公的年金等の支払いを受けている場合は、その合計額を記入してください。

■昭和33年1月1日以前生まれの方

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,299,999円以下	Aの金額-1,100,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額-1,000,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額-900,000円 = <input type="text"/> 円
3,300,000円～4,099,999円	Aの金額×0.75-275,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額×0.75-175,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額×0.75-75,000円 = <input type="text"/> 円
4,100,000円～7,699,999円	Aの金額×0.85-685,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額×0.85-585,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額×0.85-485,000円 = <input type="text"/> 円
7,700,000円～9,999,999円	Aの金額×0.95-1,455,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額×0.95-1,355,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額×0.95-1,255,000円 = <input type="text"/> 円
10,000,000円以上	Aの金額-1,955,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額-1,855,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額-1,755,000円 = <input type="text"/> 円

■昭和33年1月2日以後生まれの方

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,299,999円以下	Aの金額-600,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額-500,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額-400,000円 = <input type="text"/> 円
1,300,000円～4,099,999円	Aの金額×0.75-275,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額×0.75-175,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額×0.75-75,000円 = <input type="text"/> 円
4,100,000円～7,699,999円	Aの金額×0.85-685,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額×0.85-585,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額×0.85-485,000円 = <input type="text"/> 円
7,700,000円～9,999,999円	Aの金額×0.95-1,455,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額×0.95-1,355,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額×0.95-1,255,000円 = <input type="text"/> 円
10,000,000円以上	Aの金額-1,955,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額-1,855,000円 = <input type="text"/> 円	Aの金額-1,755,000円 = <input type="text"/> 円

※給与所得もある場合は、所得金額調整控除についても留意してください。

公的年金等

[1-キ欄、2-⑦欄]

源泉徴収票の添付が必要です。

雑

業 務

[1-ク欄、2-⑧欄
裏面9欄]

原稿料、講演料などの業務に係る所得です。所得金額の計算は、次の算式によります。申告書裏面9欄の各項目を記入し、表面1-ク欄に収入金額を、2-⑧欄に所得金額を記入してください。なお、公的年金等の雑所得の金額と業務の雑所得の金額とその他の雑所得の金額の合計が赤字である場合は、雑所得の金額は0円となります。

収入金額-必要経費=所得金額

そ の 他

[1-ケ欄、2-⑨欄
裏面9欄]

生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外のものによる所得です。所得金額の計算は、次の算式によります。申告書裏面9欄の各項目を記入し、表面1-ケ欄に収入金額を、2-⑨欄に所得金額を記入してください。なお、公的年金等の雑所得の金額と業務の雑所得の金額とその他の雑所得の金額の合計が赤字である場合は、雑所得の金額は0円となります。

収入金額-必要経費=所得金額

総合譲渡

[1-コ・サ欄、2-⑪欄
裏面10欄]

総合譲渡所得とは、土地建物等や株式等以外の資産（機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属など）の譲渡による所得をいいます。短期と長期に区分され、短期譲渡所得は譲渡した資産の保有期間が5年以内のもの、長期譲渡所得は保有期間が5年を超えるものです。次において算出した金額が所得金額となります。申告書裏面10欄の各項目を記入し、表面1-コ欄に下表のEの金額を、1-サ欄に下表のJの金額を、2-⑪欄にKの金額（一時所得がある場合は一時所得の金額と総合譲渡所得の金額との合計額）を記入してください。※土地建物等や株式等の譲渡による所得は分離課税所得となります。

短期譲渡所得	A：収入金額	<input type="text"/> 円	長期譲渡所得	F：収入金額	<input type="text"/> 円
	B：必要経費（※1）	<input type="text"/> 円		G：必要経費（※1）	<input type="text"/> 円
	C：差引金額「A-B」	<input type="text"/> 円		H：差引金額「F-G」	<input type="text"/> 円
	D：特別控除額（※2）	<input type="text"/> 円		I：特別控除額（※3）	<input type="text"/> 円
	E：所得金額「C-D」	<input type="text"/> 円		J：所得金額「H-I」	<input type="text"/> 円

K：総合譲渡所得の金額「E+(J×1/2)」 円

(※1) 譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。

(※2) 50万円とCの金額のいずれか少ない額とします。ただし、Cの金額が赤字の場合は0円とします。

(※3) 「50万円-D」とHの金額のいずれか少ない額とします。ただし、Hの金額が赤字の場合は0円とします。

※E又はJの金額が赤字の場合や営業等、農業、不動産所得の金額が赤字の場合は、この計算欄により計算することができない場合がありますので、詳しくはおたずねください。

一 時

[1-シ欄、2-⑫欄
裏面10欄]

一時所得とは、生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約に基づく満期返戻金、賞金や懸賞当選金品、競馬・競輪の払戻金などによる所得をいいます。次において算出した金額が所得金額となります。申告書裏面10欄の各項目を記入し、表面1-シ欄に下表のEの金額を、2-⑫欄にFの金額（総合譲渡所得がある場合は一時所得の金額と総合譲渡所得の金額との合計額）を記入してください。

A：収入金額	<input type="text"/> 円	D：特別控除額（※2）	<input type="text"/> 円
B：必要経費	<input type="text"/> 円	E：所得金額「C-D」	<input type="text"/> 円
C：差引金額「A-B」（※1）	<input type="text"/> 円		

F：一時所得の金額「E×1/2」 円

(※1) 赤字の場合は0円とします。

(※2) 50万円とCの金額のいずれか少ない額とします。

※営業等、農業、不動産、総合譲渡所得の金額が赤字の場合は、この計算欄により計算することができない場合がありますので、詳しくはおたずねください。

分離課税所得について

分離課税所得（分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等の譲渡所得、上場株式等に係る配当等所得、先物取引に係る雑所得、山林所得）がある方は合わせて「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」の提出が必要となりますので、おたずねください。

所得がなかった方は...

次に該当する方は、申告書裏面7「所得のなかった方の記入欄」に記入（該当する項目を○で囲み、その他の場合は、カッコ内にその内容を記入）の上、申告書を提出してください。

- ・無職、休業、退職、失業、学生などのため、令和4年1月1日から12月31日までの間に所得がなかった方
 - ・令和4年1月1日から12月31日までの間に次に掲げる非課税の収入があるのみで、他に収入（所得）がなかった方
- 【非課税収入】雇用保険（失業等給付）、労災保険（療養・休業補償給付等）、遺族年金、寡婦年金、障害年金、児童扶養手当など

3・4 所得から差し引かれる金額に関する事項

以下の説明を参考に該当欄に必要な事項を記入してください。

※この項目の説明文及び表には（注1）（注2）との注釈がありますが、これらの説明は、7ページ「基礎控除」欄の下にあります。

雑損控除

〔3-13欄、4-13欄〕

領収書等の添付又は提示が必要です。

あなた又はあなたと生計を一にする所得（注1）が48万円以下の配偶者や親族が所有する家屋や家財など（生活に通常必要でない資産等を除きます。）について災害、盗難などにより損害を受けた場合やあなたがその災害等に関連してやむを得ない支出をした場合は控除の対象となります。控除額は、次のEとGのうちいずれか多い金額となります。3-13欄の各項目を記入し、4-13欄に控除額を記入してください。

A：損害金額（災害関連支出の金額を含む）	円	D：あなたの所得の合計額（注1）×0.1	円
B：保険金などで補填される金額	円	E：差引金額「C-D」	円
C：差引損失額「A-B」	円	F：Cのうち災害関連支出の金額	円
※C、D、E、Gの金額が赤字の場合は0円とします。		G：F-5万円	円

医療費控除

〔3-14欄、4-14欄〕

医療費控除の明細書の添付が必要です。

※医療費控除の特例を利用される方は10ページをご覧ください。

あなた又はあなたと生計を一にする配偶者や親族の医療費等をあなたが支払った場合は、次において算出したFの金額が控除の対象となります。ただし、Fの金額が200万円を超える場合は、200万円が控除額となります。3-14欄の各項目を記入し、4-14欄に控除額を記入してください。

A：支払った医療費	円	D：あなたの所得の合計額（注1）×0.05	円
B：保険金などで補填される金額	円	E：10万円とDのいずれか少ない額	円
C：差引金額「A-B」	円	F：控除金額「C-E」	円

※C、D、Fの金額が赤字の場合は0円とします。
 ※保険金などで補填される金額とは、生命保険・損害保険契約に基づき支払いを受ける医療保険金や入院費給付金等、健康保険法の規定により支給を受ける療養費・家族療養費・出産育児一時金・家族出産育児一時金・移送費・家族移送費・高額療養費等、その他医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金や任意の互助組織からの給付金などの額です。
 ※領収書等は申告期限等から5年間保管してください。
 ※明細書については、所得税の明細書に準じた内容であれば任意の様式で差し支えありません。

社会保険料控除

〔3-15欄、4-15欄〕

あなた又はあなたと生計を一にする配偶者や親族が負担することになっている国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などの社会保険料をあなたが支払った場合は、その全額が控除の対象となります。3-15欄の該当する項目を○で囲み（又はカッコ内に社会保険の種類を記入）、その支払額と合計額を記入し、4-15欄に合計額を記入してください。

※国民年金保険料・国民年金基金掛金等については、証明書等の添付又は提示が必要です。

小規模企業共済等掛金控除

〔4-16欄〕

あなたが小規模企業共済法、確定拠出年金法、心身障害者扶養共済制度の規定による掛金を支払った場合は、その全額が控除の対象となります。4-16欄にこれらの支払額の合計を記入してください。

※掛金の額を証する書類の添付又は提示が必要です。

生命保険料控除

〔3-17欄、4-17欄〕

控除証明書の添付又は提示が必要です。

受取人の全てをあなた又はあなたの配偶者や親族とする一般の生命保険契約、個人年金保険契約、介護医療保険契約等に基づく保険料をあなたが支払った場合には、控除の対象となります。一般の生命保険（新生命保険分、旧生命保険分）・個人年金保険（新個人年金分、旧個人年金分）・介護医療保険に区分（保険会社等が発行する控除証明書にその控除区分が表示されています。）し、それぞれの保険料の支払額の合計額を基に、次において算出したPの金額が控除額となります。3-17欄にそれぞれの保険料の支払額の合計を記入し、4-17欄にPの控除額を記入してください。

*税制改正により、平成25年度から生命保険料控除制度が改正されており、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等は新制度が、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等は旧制度がそれぞれ適用となり、控除額の計算方法が異なります。

*生命保険料控除の限度額は70,000円です。一般の生命保険と個人年金保険については、新制度のみ、旧制度のみ、新・旧制度併用のいずれか多い控除を受けることができます。ただし、新制度のみ、又は、新・旧制度併用の場合の限度額は28,000円です。

A：一般の新生命保険料の支払額の合計	円	I：G・Hのいずれか多い額	円
B：一般の旧生命保険料の支払額の合計	円	J：Cを下表【I】に当てはめ算出した額	円
C：新個人年金保険料の支払額の合計	円	K：Dを下表【II】に当てはめ算出した額	円
D：旧個人年金保険の支払額の合計	円	L：J+K（限度額28,000円）	円
E：介護医療保険料の支払額の合計	円	M：K・Lのいずれか多い額	円
F：Aを下表【I】に当てはめ算出した額	円	N：Eを下表【I】に当てはめ算出した額	円
G：Bを下表【II】に当てはめ算出した額	円	O：合計金額「I+M+N」	円
H：F+G（限度額28,000円）	円	P：70,000円と「O」のいずれか少ない額	円

【I】新制度（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）

「A」「C」「E」の額	控 除 額
12,000円以下	「A・C・Eの額」の全額
12,001円～32,000円	「A・C・Eの額」×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	「A・C・Eの額」×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円

【II】旧制度（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）

「B」又は「D」の額	控 除 額
15,000円以下	「B又はDの額」の全額
15,001円～40,000円	「B又はDの額」×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	「B又はDの額」×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円

地震保険料控除

[3 - ⑱欄、 4 - ⑱欄]

控除証明書の添付又は提示が必要です。

あなた又はあなたと生計を一にする配偶者や親族が所有する住宅等を保険の目的とする損害保険契約に基づく次の①又は②に該当する保険料をあなたが支払った場合には、次において算出したFの金額が控除の対象となります。ただし、一つの損害保険契約に基づく保険料が①と②の両方に該当する場合は、いずれか一つのみが控除の対象となります。

- ①地震保険料…地震・噴火又はこれらによる津波を直接・間接の原因とする火災・損壊等による損害により生じた損失額を補填する保険金等が支払われる部分の保険料
- ②旧長期損害保険料…保険期間が10年以上で満期返戻金が支払われる損害保険契約の保険料（保険期間の始期が平成18年12月31日以前のもので平成19年1月1日以後に契約内容を変更していないものに限りです。）
- 3-⑱欄にそれぞれの保険料の支払額の合計を記入し、4-⑱欄にFの控除額を記入してください。

A：①に該当する保険料の支払額の合計	円	①の保険	「A」の額	控除額
B：②に該当する保険料の支払額の合計	円		50,000円以下	Aの額×1/2
C：Aを右表に当てはめ算出した額	円	②の保険	「B」の額	控除額
D：Bを右表に当てはめ算出した額	円		5,000円以下	Bの額の全額
E：合計金額「C + D」	円		5,001円～15,000円	Bの額×1/2 + 2,500円
F：25,000円とEのいずれか少ない額	円		15,001円以上	10,000円

令和4年12月31日現在、あなたが次の控除の要件に該当する場合には、26万円若しくは30万円の控除を受けることができます。3-⑲⑳欄の該当項目にレ印を記入し、4-⑲⑳欄に控除額を記入してください。

寡婦控除 ひとり親控除

[3 - ⑲⑳欄、 4 - ⑲⑳欄]

要件	寡 婦	控 除	ひとり親控除
①死別・離別の区分	夫と死別・離別した後再婚していない又は夫が生死不明である。	夫と死別（離別は不可）した後再婚していない又は夫が生死不明である。	婚姻歴や性別に関わらずひとり親である。
②扶養親族等の有無	子以外の扶養親族を有する。	扶養親族又は生計を一にする所得（注1）が48万円以下の子を有しない。	生計を一にする所得（注1）が48万円以下の子（他の者の扶養親族や控除対象配偶者でない者に限る。）を有する。
③所得制限	所得の合計（注2）が500万円以下である。	所得の合計（注2）が500万円以下である。	所得の合計（注2）が500万円以下である。
控除額	26万円	26万円	30万円

※住民票の世帯内の続柄に「未届の夫」「未届の妻」の記載がある場合は対象外とされます。

勤労学生控除

[3 - ㉑欄、 4 - ㉑②欄]

証明書等の添付又は提示が必要です。

令和4年12月31日現在、あなたが学生、生徒又は児童であり、かつあなたの所得の合計（注2）が75万円以下であり、うちあなたの勤労によらない所得が10万円以下である場合には、26万円の控除を受けることができます。3-㉑欄にレ印と学校名を記入し、4-㉑②欄に控除額を記入してください。

障害者控除

[3 - ㉒欄、 4 - ㉒②欄]

令和4年12月31日現在（該当者が令和4年の中途に死亡した場合はその死亡時の現況において）、あなた又はあなたの控除対象配偶者や扶養親族が障害者又は特別障害者に該当する場合は、控除の対象となります。障害者・特別障害者の主な要件と控除額は下表のとおりです。なお、65歳以上の方で身体又は精神に障害があるため介護保険の要介護認定を受けている方についても障害者控除に該当する場合があります。この場合は控除を受けるための認定書が必要です。詳しくは市役所障がい福祉課（TEL53-4082）におたずねください。3-㉒欄に障害者の氏名（※特別障害者である場合は氏名を○で囲んでください。）と障害の程度を記入し4-㉒②欄に控除額を記入してください。

手帳の種類	障害者	特別障害者
身体障害者手帳	障害の程度が3級以下	障害の程度が1級、2級
精神障害者保健福祉手帳	障害等級が2級、3級	障害等級が1級
戦傷病者手帳	障害の程度が第4項症以下	障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項症
療育手帳	療育手帳の表示がB	療育手帳の表示がA

区 分	控 除 額	
	本 人	同一生計配偶者（※1） 又は扶養親族
障害者	該当者1人につき26万円	
特別障害者	該当者1人につき30万円	
同居特別障害者（※2）	該当者1人につき53万円	

- （※1）同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の方を指します。
- （※2）同居特別障害者とは、特別障害者である扶養親族で、あなたやあなたの配偶者又はあなたと生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている人を指します。

配偶者控除

〔3-㉓㉔欄、4-㉓欄
裏面13欄〕

個人番号の記入が
必要です。

令和4年12月31日現在（配偶者が令和4年の中途に死亡した場合はその死亡時の現況において）、あなたが生計を一にする所得（注2）が48万円以下の配偶者を有し、かつあなたの所得の合計（注2）が**1,000万円以下である場合**は、控除対象配偶者とされ、控除の対象となります。ただし、配偶者が青色事業専従者又は白色事業専従者である場合やどなたかの扶養親族である場合は控除の対象となりません。控除額は下表の区分のとおりです。

3-㉓㉔欄の各項目を記入し、4-㉓欄に控除額を記入してください。なお、控除対象配偶者があなたと別居している場合は、申告書裏面13欄に配偶者の氏名・住所を記入してください。国外に居住している場合は別途、親族関係書類及び送金関係書類の提出が必要となります。

配偶者の生年月日	納税者の合計所得		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
昭和28年1月2日以後	33万円	22万円	11万円
昭和28年1月1日以前	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除

〔3-㉓㉔欄、4-㉔欄
裏面13欄〕

個人番号の記入が
必要です。

令和4年12月31日現在（配偶者が令和4年の中途に死亡した場合はその死亡時の現況において）、あなたが生計を一にする所得（注2）が48万円を超え133万円以下の配偶者を有し、かつあなたの所得の合計（注2）が**1,000万円以下である場合**は、控除の対象となります。ただし、配偶者が青色事業専従者又は白色事業専従者である場合は控除の対象となりません。控除額は配偶者の所得（注2）とあなたの所得（注2）により下表のとおり区分されます。3-㉓㉔欄に配偶者の氏名と所得（注2）の額を記入し、4-㉔欄に控除額を記入してください。

なお、配偶者があなたと別居している場合は、申告書裏面13欄に配偶者の氏名・住所を記入してください。国外に居住している場合は別途、親族関係書類及び送金関係書類の提出が必要となります。

配偶者の合計所得	納税者の合計所得		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

扶養控除

〔3-㉕欄、4-㉕欄
裏面13欄〕

個人番号の記入が
必要です。

令和4年12月31日現在（その親族が令和4年の中途に死亡した場合はその死亡時の現況において）、あなたが生計を一にする所得（注2）が48万円以下の16歳以上の親族を有する場合は、控除対象扶養親族とされ、控除の対象となります。ただし、その親族が青色事業専従者又は白色事業専従者である場合や、どなたかの同一生計配偶者や扶養親族である場合は控除の対象となりません。控除額は下表の区分のとおりです。

3-㉕欄の各項目を記入し、4-㉕欄に扶養控除額の合計を記入してください。

なお、あなたと別居している扶養親族がいる場合は、申告書裏面13欄にその扶養親族の氏名・住所を記入してください。また、国外に居住している扶養親族がいる場合は別途、親族関係書類及び送金関係書類の提出が必要となります。

控除対象扶養親族の種類		年 齢 要 件 等	控除額
特定扶養親族		生年月日が平成12年1月2日から平成16年1月1日までの人	45万円
老人扶養親族	同居老親等	生年月日が昭和28年1月1日以前で下記（※1）に該当する人	45万円
	同居老親等以外	生年月日が昭和28年1月1日以前で下記（※1）に該当しない人	38万円
一般の控除対象扶養親族		生年月日が平成19年1月1日以前で上記のいずれにも該当しない人	33万円

（※1）あなたやあなたの配偶者の直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母等）であり、かつあなた又はあなたの配偶者と同居を常としている人。

16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）について 〔平成19年1月2日以後生まれの扶養親族について〕

扶養控除の適用はありませんが、市民税・県民税の非課税限度額の算定に必要ですので、16歳未満の扶養親族を有する場合には、3-㉕欄の各項目を必ず記入し、16歳未満に○を付けてください。なお、あなたと別居している年少扶養親族がいる場合は、申告書裏面13欄に該当する年少扶養親族の氏名・住所を記入してください。

基礎控除

〔4-㉖欄〕

基礎控除は、所得の合計（注2）により下表のとおり区分されます。4-㉖欄に控除額を記入してください。

合計所得金額	基礎控除額	合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,500万円超	適用なし

（注1）この場合の所得は、**令和4年中の総所得金額等**のことをいいます。通常は、該当する方の申告書の2-㉒欄に相当する金額となります。ただし、純損失等の繰越控除や分離課税の所得がある場合は、繰越控除の特例を適用して計算した総所得金額と分離課税の所得金額（分離譲渡所得の金額は特別控除前で計算）との合計額となります。

（注2）この場合の所得は、**令和4年中の合計所得金額**のことをいいます。通常は、該当する方の申告書の2-㉒欄に相当する金額となります。ただし、純損失等の繰越控除や分離課税の所得がある場合は、繰越控除をしないで計算した総所得金額と分離課税の所得金額（分離譲渡所得の金額は特別控除前で計算）との合計額となります。

令和5年度分 市民税・県民税額の計算のしかた(計算例)

※赤字は別紙「申告書の記載例」の内容で計算した場合の数値です。

市民税・県民税は、均等割額と所得割額の合計額が年税額となります。

均等割額	+	所得割額	=	年税額
6,000 円		14,100 円		20,100 円

〈税率表〉 所得割・均等割の非課税基準は10ページでご確認ください。

区分	市民税	県民税
均等割	3,500円	2,500円
所得割	6%	4%

〈所得割額の計算〉

P 2～4により算出された所得金額の合計が入ります(市民税・県民税申告書「2-合計⑫」の数値)

(市民税)

所得割税率	=	算出所得割額	… (A)
6%		24,540 円	

(県民税)

所得割税率	=	算出所得割額	… (B)
4%		16,360 円	

総所得金額	-	所得控除合計額	=	課税総所得金額(課税標準額)
2,906,795 円		2,497,665 円		409,000 円

(千円未満切捨て)

P 5～7により算出された所得控除額の合計値が入ります(市民税・県民税申告書「4-合計⑰」の数値)

(市民税)

(A)	-	調整控除額※1	-	税額控除額等※2	-	配当割額・株式譲渡割額控除※2	=	市民税所得割額
		12,270 円		3,734 円		0 円		8,500 円

(百円未満切捨て)

例) 配当控除：(市民税 800円 県民税 600円)
寄附金税額控除：(市民税 2,934円 県民税 1,956円)

(県民税)

(B)	-	調整控除額※1	-	税額控除額等※2	-	配当割額・株式譲渡割額控除※2	=	県民税所得割額
		8,180 円		2,556 円		0 円		5,600 円

(百円未満切捨て)

市民税・県民税所得割額 14,100 円

※1 調整控除額の計算方法について

◆市民税・県民税の課税総所得金額が200万円以下の方
次のいずれか小さい額の5% (市民税3% 県民税2%)
 { 人的控除額の差額の合計額
 { 課税総所得金額

◆市民税・県民税の課税総所得金額が200万円超の方
次の額の5% (市民税3% 県民税2%)
 人的控除額の差の合計額 - (課税総所得金額 - 200万円)
 ただし、この額が2,500円未満の場合、2,500円

※合計所得金額が2,500万円以下まで適用

【人的控除額の差額表】

人的控除の種類	差額	人的控除の種類	差額		
普通障害者控除	1万円	扶養控除	一般	5万円	
特別障害者控除	10万円		特定	18万円	
同居特別障害者控除	22万円		老人	10万円	
寡婦控除	1万円	同居老親	13万円		
ひとり親控除(旧特別寡婦該当)	5万円	勤労学生控除		1万円	
ひとり親控除(旧寡夫該当)	1万円	配偶者特別控除 (配偶者の合計所得 48万超50万未満)	納税義務者の 合計所得金額	900万以下	5万円
配偶者控除	900万以下			900万超950万以下	4万円
	900万超950万以下			950万超1000万以下	2万円
老人 配偶者 控除	900万以下	配偶者特別控除 (配偶者の合計所得 50万以上55万未満)	納税義務者の 合計所得金額	900万以下	3万円
	900万超950万以下			900万超950万以下	2万円
950万超1000万以下	3万円			950万超1000万以下	1万円
		基礎控除		5万円	

例) 別紙「申告書の記載例」の場合

課税総所得金額が200万円以下に該当

- 人的控除額の差額の合計額⇒500,000円…(ア)
- 配偶者控除：5万円、同居老親等扶養控除：13万円
- 一般扶養控除：5万円、同居特別障害者控除：22万円、基礎控除：5万円
- 課税総所得金額⇒409,000円…(イ)

(ア)より(イ)の方が小さい
 調整控除額：409,000円×5%=20,450円
 (市民税 12,270円 県民税 8,180円)

※2 税額控除および配当割額・株式等譲渡所得割額控除額について

①配当控除

配当所得等に以下の税率を乗じた額が税額控除となります。

種類	課税総所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

例) 別紙「申告書の記載例」の場合
 出資配当50,000円は利益の配当に該当します。
 $50,000 \times 1.6\% = 800$ 円
 $50,000 \times 1.2\% = 600$ 円
 配当控除：1,400円
 (市民税 800円 県民税 600円)

②住宅借入金等特別税額控除(住民税への適用は平成25年居住開始の方から)

次のいずれか少ない額が税額控除となります。

- ・所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ・所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(最高 97,500円)

※特定取得・特別特定取得のうち一定の要件を満たす場合・特例取得・(特例)特別特例取得に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額(最高 136,500円)となります。

※居住年月日・契約締結日・住宅の種類等によって、適用される控除期間や控除限度額が異なります。

③外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税額から差し引かれます。

④寄附金税額控除

■都道府県・市区町村以外に対する寄附金の場合

控除額	「寄附金額 - 2,000円」×10% (市民税：6% 県民税：4%)
控除対象限度額	総所得金額等の30%

■都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)を含む場合

控除額	次の①と②の合計額
	①基本控除：「寄附金額 - 2,000円」×10% (市民税：6% 県民税：4%) ②特例控除：「寄附金額 - 2,000円」×[90% - {(0~45%) × 1.021}] 所得税の限界税率(寄附者の所得税率) ※1 \uparrow [②については市民税・県民税所得割額※2 の20%が上限]
控除対象限度額	総所得金額等の30%

※1 山林所得、短期譲渡所得、長期譲渡所得、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得、先物取引所得があると上記の計算によらない場合があります。詳しくはおたずねください。

※2 この所得割額は算出所得割額より調整控除額のみを引いた後の市民税・県民税所得割額です。

例) 別紙「申告書の記載例」の場合

〇〇市への寄附金10,000円はふるさと寄附金に該当します。

①：(10,000円 - 2,000円) × 10% = 800円 (市民税 480円 県民税 320円)

②：(10,000円 - 2,000円) × [90% - (5%) × 1.021] = 6,792円

限度額は、税額控除前所得割額の20%である4,090円であるため、

②の税額控除額は4,090円となります。(市民税 2,454円 県民税 1,636円)

⇒寄附金税額控除額は①②の合計額4,890円となります。

(市民税 2,934円 県民税 1,956円)

⑤配当割額・株式等譲渡所得割額控除

配当割額または株式等譲渡所得割額の3/5を市民税から、2/5を県民税から控除します。

◆課税の特例に関して(分離課税)

区分		市民税	県民税	
長期譲渡所得	一般の譲渡	3.0%	2.0%	
	優良住宅地等のための譲渡	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2,000万円超の部分	3.0%	2.0%
	居住用財産の譲渡	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
6,000万円超の部分		3.0%	2.0%	
短期譲渡所得	一般の譲渡	5.4%	3.6%	
	国・地方公共団体等に対する一定の土地等の譲渡	3.0%	2.0%	
上場株式等の譲渡所得		3.0%	2.0%	
一般株式等の譲渡所得		3.0%	2.0%	
上場株式等の配当等所得		3.0%	2.0%	
先物取引に係る雑所得等		3.0%	2.0%	

そ の 他 の 事 項

寄附金税額控除について

あなたが、次のいずれかの寄附金を支出し、かつその寄附金額の合計が2千円を超える場合には、一定の基準により算出した額（詳しくはおたずねください。）が税額控除の対象となります。この税額控除を受けようとする方は、申告書裏面11「寄附金に関する事項」欄の各項目を記入の上、寄附金の証明書、領収書等を必ず添付してください。（※ふるさと納税について令和4年度の申告より、寄附先の自治体が発行する「寄付金額受領証明書」に代えて、一定のふるさと納税仲介事業者が発行する「寄付金控除に関する証明書」の添付が可能となりました。）

【寄附金税額控除の対象となる寄附金】

- 都道府県、市区町村に対する寄附金（※「ふるさと納税」として、通常の寄附金税額控除額に特例控除額が加算されます。）
- ※大規模災害などの被災地への義援金も、「ふるさと納税」として控除が受けられます。（控除を受けることができる義援金は、日本赤十字社や中央共同募金会に対する義援金のほか、最終的に「被災地方団体」又は災害対策基本法に規定する地域防災計画に基づく義援金分配委員会等に拠出されることが新聞記事、募金要綱又は募金趣意書等で明らかにされているものに限り。）
- ※次の①②の基準に適合する地方団体への寄附金がふるさと納税（特例控除）の対象となります。
 - ①寄附金の募集を適正に実施する地方団体
 - ②返礼品を送付する場合に、返礼品の返礼割合が3割以下であり地場産品としている地方団体ただし、特例控除対象外の場合は計算例9ページ④寄附金税額控除表申中①（基本控除）のみ控除となります。
- 三重県共同募金会・日本赤十字社三重県支部に対する寄附金
- 地方税法の規定により住民の福祉の増進に寄与するものとして三重県又は松阪市の条例で定める寄附金

【ふるさと納税ワンストップ特例申請をした方の申告について】

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をされた方が市民税・県民税申告や確定申告をするとワンストップ特例制度の申請が無効となります。ワンストップ特例制度の申請後に申告が必要となった場合は、必ずワンストップ特例申請分も含めた内容で申告を行ってください。ワンストップ特例申請により特例の適用を受けていた方が、市民税・県民税の賦課決定後に申告を行った場合も、申告特例申請は無効となります。必ずワンストップ特例申請分も含めた内容で申告を行ってください。また、6カ所以上の自治体にワンストップ特例申請をした場合もすべての申請が無効となりますので必ず申告を行ってください。

給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

市民税・県民税の納税方法が給与天引き（特別徴収）であり、かつ給与や公的年金以外の所得に係る市民税・県民税をご自分で納付（普通徴収）することを希望する場合は、必ず裏面17「給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法」欄の「自分で納付（普通徴収）」の□にレ印を記入してください。記入がない場合は原則、給与天引きとなります。

※令和5年4月1日において65歳以上の方は、公的年金等の雑所得に係る市民税・県民税については、この欄への記入に関係なく原則、給与天引きされません。

事業税の申告について

この申告書を提出された方は事業税の申告をする必要はありません。事業所得が事業主控除（年間290万円）を超える場合は、申告書裏面の15「事業税に関する事項」欄の各項目を記入してください。詳しくは、松阪県税事務所（TEL50-0511）におたずねください。

個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

なお、この記帳・帳簿書類の保存制度につきましても、所得税及び復興特別所得税の申告が必要でない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。松阪税務署（TEL52-3021(代表)）にお問い合わせください。

自書申告にご協力ください

市役所では、税金に対する知識や理解を深めていただきたいという考えから、「自書申告」を推進しています。申告書はできる限りご自分で記入の上、郵送などによる提出をお願いします。

書き方でお困りの方は...

申告書はできる限りご自分で記入していただくようお願いしていますが、書き方などでお困りの方につきましては、申告相談会場を開設しますのでご利用ください。会場では職員が申告書の書き方をアドバイスし、皆さんの申告書作成のお手伝いをします。日程等は、別紙をご確認ください。

松阪市のホームページ上で住民税額の試算ができます

インターネット環境のあるご自宅のパソコンからいつでも気軽にご利用いただけます。源泉徴収票、確定申告書、市民税・県民税申告書の内容を画面に入力することで、あらかじめ税額を試算できます。また、所得関係書類(源泉徴収票、収支内訳書など)、控除関係書類(医療費領収書、生命保険料・地震保険料控除証明書など)から令和5年度分市民税・県民税申告書の作成ができます。作成した申告書は、自宅で印刷し、市民税課（または各振興局地域住民課やお近くの出張所）へ提出できます。

・アクセス方法

① 検索バーで、「松阪市 住民税額シミュ」と入力してください。

松阪市 住民税額シミュ








② 松阪市ホームページからも検索できます。

松阪市ホームページ（<https://www.city.matsusaka.mie.jp>） > 分類できがす > くらし・手続き > 税金 > 市民税・県民税 > 個人市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます。



マイナンバー（個人番号）制度について

個人番号の記載に際してご準備をお願いします。
 個人番号の記載に関して、なりすまし防止のために、「番号確認」と「本人確認」が必要です。
 具体的には、以下のように確認しますので、必要書類を忘れずにご持参ください。

 マイナンバー	マイナンバーカード (個人番号カード)を お持ちの方	通知カードをお持ちの方 <small>※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、氏名・住所等が住民票の内容と一致している場合に限り引き続き番号確認書類として利用できます。</small>	左記のどちらも無い方
番号確認	マイナンバーカードの裏面 	通知カード 	個人番号の記載された住民票 
本人確認 (マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)	マイナンバーカードの表面 	《顔写真のある身元確認書類》 下記より1点 ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・在留カード ・パスポート など 《顔写真のない身元確認書類》 下記より2点 ・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・源泉徴収票 ・納税通知書 ・税、社会保険料、公共料金の領収書 など	《顔写真のある身元確認書類》 下記より1点 ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・在留カード ・パスポート など 《顔写真のない身元確認書類》 下記より2点 ・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・源泉徴収票 ・納税通知書 ・税、社会保険料、公共料金の領収書 など

※郵送や投函で申告書を提出する場合は、番号確認書類と本人確認書類の写しの添付が必要です。公的医療保険の被保険者証を本人確認資料として提出する場合は、被保険者等記号・番号等を隠した写しを送付してください。
 ※代理人が申告書を提出する場合は、申告者の番号確認書類と代理人自身の本人確認書類の提示(又は写しの添付)が必要です。

■ ご来場に際して ■

- ※必ず源泉徴収票や控除証明書などの必要書類をお持ちください。必要書類について詳しくは、この「かきかた」でご確認いただくかおたずねください。
- ※営業等、農業、不動産所得がある方は、事前に収入・経費金額を計算の上、ご来場ください。
- ※医療費控除を受ける方は、事前に医療費控除明細書で金額を計算の上、ご来場ください。医療費控除明細書がないと受付できません。
- ※松阪税務署以外の会場では、所得税に関する「住宅借入金等特別控除」「土地・建物等の譲渡所得」「株式等の譲渡所得」「青色申告」など複雑なものは受付できません。

515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市役所 市民税課市民税係 宛

← 申告書を郵送する際に封筒へ貼ってお使いください。

—申告書在中—